

「女性の活躍に関する情報公表」について

【情報公表項目】

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合

53名中 36名 ⇒ 67.9%

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異

男性の平均継続勤務年数：24.5年

女性の平均継続勤務年数：15.4年

③ 男女の賃金差異

対象期間：令和4事業年度（R4.4.1～R5.3.31）

男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
全労働者	57.3 %
正社員	75.6 %
パート・有期労働者	92.8 %

正社員：正規職員・常勤役員・機構医師・雇用期間の定めがない嘱託職員をカウント

パート・有期労働者：雇用期間が1年以下の嘱託職員・時給者をカウント

【参考】

医師・役員を除いた月給者（正規職員・嘱託職員）と時給者（パート）の場合

男女の賃金の差異	
月給者	71.9 %
時給者	89.1 %

- ・正規職員の給与は、職種ごとに規程に定める初任給に経験年数を考慮し、決定している。経験年数の換算方法に男女差はない。
- ・嘱託職員及びパートは、職種ごとに給与月額（パートの場合は時給）が定められ、男女差はない。

2023.11 更新